



静労発基 0410 第 5 号の 2
令和 5 年 4 月 10 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長
(公印省略)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」
の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼
申し上げます。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和 63 年 9 月 1 日健
康保持増進のための指針公示第 1 号。以下「指針」という。）について、別紙
1 のとおり指針の改正を行い、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙 2 の改正後の指針に基づ
き、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関
係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

加齢に伴う筋力や認知機能等の低下が転倒等の労働災害リスクにつながることや「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号）等を踏まえ、労働者の健康状況の継続的な把握等、労働者の高齢化を見据えた取組について、明確化するよう、指針の改正を行ったものである。

また、40 歳未満の労働者について、事業者と医療保険者が連携して健康保持
増進対策をより効果的に推進できるよう、指針について所要の改正を行ったも
のである。